

居宅介護支援

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	有限会社 ケアサプライどりーむ
主たる事務所の所在地	〒956-0031 新潟市秋葉区新津4442番地
代表者（職名・氏名）	代表取締役 深井 俊彦
設立年月日	平成12年8月22日
電話番号	0250-21-2021

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケアプランどりーむ	
サービスの種類	居宅介護支援	
事業所の所在地	〒959-1823 五泉市駅前1丁目9-8	
電話番号	0250-47-8171	
指定年月日・事業所番号	平成26年4月1日指定	1571700747
管理者の氏名	石井 和子	
通常の実業の実施地域	五泉市、新潟市秋葉区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

- あなたのお宅を訪問し、あなたの心身の状態を適切な方法により把握の上、あなた自身やご家族の希望を踏まえ、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- あなたの居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、あなたとその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

- 必要に応じて、あなたと事業者との双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- 指定居宅介護支援及び指定居宅サービス事業者等についての相談・苦情窓口となり、適切に対処します。
- 当事業者に対して、特定の指定居宅サービス事業者だけではなく、複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることができます。
- 当事業者に対して、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由を求めることができます。
- あなたの要介護（要支援）認定の申請についてお手伝いします。
- あなたが介護保険施設に入所を希望される場合、その仲介をいたします。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前 9時から午後 6時まで ただし、利用者の希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数		
	常勤	非常勤	計
管理者兼介護支援専門員	1人		1人
介護支援専門員	2人	0人	2人

7. 利用料

指定居宅介護支援を提供した際の利用料金の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、あなたの自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により法定代理受領できない場合は、一旦、1か月当たりの料金をお支払いいただきます。

その場合、事業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行いたしますので、後日、所在市町村窓口にて指定居宅介護支援提供証明書を提出しますと払い戻しを受けることができます。

(1) 居宅介護支援の利用料

【基本利用料】

居宅介護支援費Ⅰ(居宅介護支援費Ⅱを算定していない事業所)

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が45件未満>	要介護度1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費(Ⅱ) <取扱件数が45件以上 60件未満>	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費(Ⅲ) <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

居宅介護支援費Ⅱ(指定居宅サービス事業所との間で居宅サービス計画に関わるデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所)

取扱要件	利用料 (1か月あたり)		利用者負担金	
			法定代理 受領分	法定代理 受領分以外
居宅介護支援費(Ⅰ) <取扱件数が50件未満>	要介護度1・2	10,860円	無料	10,860円
	要介護度3・4・5	14,110円		14,110円
居宅介護支援費(Ⅱ) <取扱件数が50件以上 60件未満>	要介護度1・2	5,440円		5,440円
	要介護度3・4・5	7,040円		7,040円
居宅介護支援費(Ⅲ) <取扱件数が60件以上>	要介護度1・2	3,260円		3,260円
	要介護度3・4・5	4,220円		4,220円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅支援を提供した場合(1月につき)	3,000円
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が入院した日のうちに、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)	2,500円
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合(1月につき1回を限度)	2,000円

退院・退所加算	病院や介護保険施設等からの退院・退所に当たって病院等の職員から必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用調整を行った場合（入院又は入所期間中につき1回を限度）	
	【(I)イ】 病院等の職員からの情報収集を1回行っている場合	4,500円
	【(I)ロ】 病院等の職員からの情報収集をカンファレンスにより1回行っている場合	6,000円
	【(II)イ】 病院等の職員からの情報収集を2回以上行っている場合	6,000円
	【(II)ロ】 病院等の職員からの情報収集を2回行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	7,500円
	【(III)】 病院等の職員からの情報収集を3回以上行っている場合であって、うち1回以上がカンファレンスによる場合	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の同意を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又は家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身状況等を記録し、主治の医師及び居宅介護計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合	4,000円
通院時情報連携 連携加算	利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し情報連携を行った場合	500円
特定事業所医療介護連携加算	前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定している事	1,250円
緊急時等居宅 カンファレンス 加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合（1月に2回を限度）	2,000円
特定事業所 加算(I)	主任介護支援専門員を2名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件を <u>全て</u> 満たした場合	5,190円
特定事業所 加算(II)	主任介護支援専門員を1名以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制	4,210円

	を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	
特定事業所加算(Ⅲ)	主任介護支援専門員を配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件の <u>一部</u> を満たした場合	3, 230円
特定事業所加算(A)	主任介護支援専門員を配置し、常勤1名以上、非常勤1名以上で質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整え要件の一部を満たした場合	1, 140円
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの実利用者数が20名以下の小規模事業所である場合	上記基本利用料の10%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合	上記基本利用料の5%

【減算】 以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50% (2月以上継続の場合100%)
特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けた訪問介護等について特定の事業者への集中率が、正当な理由なく80%を超える場合	2, 000円
業務継続計画未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務計画が未策定の場合 ※令和7年4月より適用	所定単位数の100分の1に相当する単位数
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	所定単位数の100分の1に相当する単位数

8. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 虐待防止及び身体拘束の適正化について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止及び身体拘束の適正化のために、次に掲げるとおり措置を講じます。

- (1) 虐待防止及び身体拘束の適正化に関する責任者を選定しています。
責任者：管理者 石井 和子
- (2) 地域包括支援センター等と連携し、状況を確認し早期対応と再発防止に必要な支援を行います。
- (3) 従業者に対する虐待防止と身体拘束の適正化を啓発・普及するための研修を実施しています。

10. 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定します。当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

11. 担当の介護支援専門員

あなたを担当する介護支援専門員は、次のとおりです。ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

氏名：石井 和子

連絡先(電話番号)：0250-47-8171

12. 苦情相談窓口

- (1) 当事業所が設置する苦情相談窓口は、次のとおりです。当事業所が提供した指定居宅介護支援に関する苦情だけでなく、当事業所が作成した居宅サービス計画に位置付けたサービスに関する苦情も、遠慮なくお申し出ください。

事業所相談窓口	電話番号 0250-47-8171 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

- (2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	五泉市高齢福祉課	電話番号 0250-43-3911
	新潟市秋葉区健康福祉課	電話番号 0250-25-5679
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 025-285-3022

13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 介護支援専門員に贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院等に入院する必要がある場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をお伝えください。
- (4) 当事業所の居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者住所	新潟市秋葉区新津 4442 番地
事業者（法人）名	有限会社ケアサプライどりーむ
代表者職・氏名	代表取締役 深井 俊彦 印
説明者職・氏名	介護支援専門員 石井 和子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者住所	
氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）	
住所	
氏名	印

本人との続柄